

06.被災者生活再建支援法に基づく自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められた。

今般の三宅島噴火災害等により、三宅村においては、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められたので、東京都は国(国土庁)へ報告するとともに、公示したのでお知らせします。全壊、その他これと同等の被害を受けた世帯であって同法に定める要件に合致する場合には、被災者生活再建支援金制度が適用され、申請により支援金が支給されます。なお、今後その他の世帯に対する同法に定める長期避難世帯の認定については、すみやかに国や村と十分協議してまいります。[『東京都災害対策本部 平成12年11月30日午前10時00分(第224報)』東京都]

## 4-6. ライフラインの確保

### 1. ライフラインの確保に関する動き

01. 9月6日に停電の一部が復旧した。

電力の復旧状況

午前6時13分 神着地区・坪田地区 復旧

午前6時16分 伊豆地区 復旧

伊ヶ谷地区・阿古地区は現在も停電中(伊ヶ谷地区の送電施設の影響による)

これにより、伊豆・坪田地区のNTTは、復旧しました。

阿古地区の2箇所のNTTは自家発電中ですが、1週間程度機能の維持が可能。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分(第69報)』東京都]

02.三宅島現地災害対策要員の飲料水等を確保するために「海水淡水化装置」を設置。

本日、水道局では、三宅島において現地災害対策に当たる要員の飲料水等を確保するため、災害対策用「海水淡水化装置」及び応急給水資機材を現地に搬送するとともに、併せて運転要員等を派遣することとしました。[『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分(第96報)』東京都]

03.火山活動による火山ガス等の発生によりライフライン等の維持管理作業が縮小された。

東京都は、これまでチャーター船「かとれあ丸」を使用して三宅島におけるライフライン等の維持管理を行ってきました。しかし、9月15日以降、主として二酸化硫黄などの火山ガスの発生量が著しく増加し始めたため、「かとれあ丸」の着岸と三宅島での作業が困難になってきました。このため、火山活動による火山ガス等の危険が去るまでの間、ホテルシップ(かとれあ丸)によるライフライン等維持作業を中断し、新たに神津島村に設置する現地対策本部を拠点として、電話通信施設、観測機器など必要最小限の基盤の維持作業を行うこととします。[『東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後5時30分(第163報)』東京都]

04. 9月12日に阿古地区の通電が再開された。

平成12年9月12日の停電復旧状況は以下のとおりです。(午後3時37分現在)

阿古地区の通電が再開。

停電中

伊ヶ谷地区の伊ヶ谷港周辺の316件

(うち低圧315件、高圧1件)

原因は電柱の倒壊、傾斜による。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月13日午前9時50分 (第122報)』東京都]

05. N T T阿古中継所にトラブルが発生した。

N T T自家発電の燃料が9月7日までしかない。発電が停止すると、三宅島のみでなく、御蔵島村、青ヶ島村、神津島村のN T T電話及び携帯電話も不通となる。島に備蓄してある燃料を搬送する等、手段を講ずる。[『東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後10時15分 (第68報)』東京都]

平成12年9月25日11時06分、N T T阿古中継所自家発電装置にエンジントラブルが発生した。即時にバッテリーに切り替わったが、26日5時00分までしか運用できないため、かとりあ丸を神津島多幸湾に停め、以下のとおり復旧作業を行っている。[『東京都災害対策本部 平成12年9月25日午後2時00分 (第154報)』東京都]

本日発生したN T T阿古中継所自家発電装置のエンジントラブル復旧のため、N T T職員5名、警視庁職員3名、東京消防庁職員3名を派遣したが、復旧に至らなかった。

・本日の作業内容 応急対策として移動電源車に接続、17時30分に作業を終了。17時35分に阿古港を出港。

・中継所の稼働時間 中継所は移動電源車のみで26日12時00分まで稼働可能。

さらに東京電力が通電を行うことにより、同16時30分まで稼働可能であり、現在調整中である。

なお、中継所自家発電装置の不具合の原因は不明である。[『東京都災害対策本部 平成12年9月25日午後6時25分 (第157報)』東京都]

9月26日の11:30をもってN T T阿古中継所自家発電装置のエンジンは復旧しました。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月26日午後3時40分 (第159報)』東京都]